

平成20年8月25日発行

(次号の発行は9月10日です。)

お知らせ版に関する問合せは総務課へ

(担当：八代和樹 やつしろかずき ☎33-6002)

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>

お知らせ版は、ホームページからダウンロード  
できます。



優勝した消防団第13部の椎正義部長ほか団員メンバー

8月17日(日)町  
体育館にて、新富町消  
防団夏季訓練大会が開  
催されました。

夏季訓練大会は、消  
防団員の親睦と体力増  
進を目的として毎年行  
われており、今年は各  
部対抗ソフトバレーボ  
ール大会が行われまし  
た。

◎試合結果

優勝：第13部

第2位：第5部

第3位：第14部

### 体育館調整会(10月~12月)

- 日 時：9月17日(水)午後7時~
- 場 所：新富町中央公民館 大集会室
- 調整月：10月・11月・12月
- 午後7時より大集会室を開放しますの  
で、早く来られた方から使用したい日  
を記入することができます。調整につ  
いては、午後7時30分から始めます  
ので必ず時間までに集合してくださ  
い。
- 午後7時30分に集合していない団体  
につきましては、希望どおりの時間が  
とれないことがありますのでご注意く  
ださい。
- 利用団体の代表者の方は、印鑑を持参  
の上、御出会ください。また、体育館  
使用料は期日までに必ず納入してくだ  
さい。

※問合せ先 生涯学習課

☎33-1022

### 運動広場調整会(10月~12月)

(日置・新田・上新田)

- 日 時：9月17日(水)午後7時~
- 場 所：新富町中央公民館 大集会室
- 調整月：10月・11月・12月
- 運動広場の調整をします。各運動広場  
を使用される団体の皆さんは、午後7  
時に中央公民館に集合してください。
- 午後7時に集合していない団体につき  
ましては、希望どおりの時間がとれな  
いことがありますのでご注意ください。
- 利用団体の代表者の方は、印鑑を持参  
の上、御出会ください。

※問合せ先 生涯学習課

☎33-1022

## 住民基本台帳ネットワークシステム

### 休止のお知らせ

住民基本台帳ネットワークの機器の更改のため、住民基本台帳カードを利用した住民票の写しの広域交付業務が行えません。

ご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

○期日：9月16日（火）の1日間

※問合せ先 町民生活課

☎ 33-6071

### ボランティア粗大ごみ収集

65歳以上で特に運搬手段のない方を対象に、ボランティアによる粗大ごみ収集を行います。

○受付期間：8月25日～9月19日

（土日、祝日は除く）

午前8時20分～午後5時20分

○対象者：30名（先着順）

（65歳以上で特に運搬手段のない方）

○収集品目：タンス・スプリングマット・布団・机・食器棚・ストーブなどで、ごみ収集所で回収できないもの。（テレビ・クーラー・冷蔵庫・洗濯機・パソコンは除く）

○収集期間：9月下旬～10月中旬予定  
（収集日は申込者に直接連絡します）

※問合せ先・申込み先 町民生活課

☎ 33-6072

### ごみ収集所空き缶の盗難多発！

最近、町内のごみ収集所から、空き缶を抜取る不審な軽トラックが多く確認されています。町では、空き缶の適正な収集及び資源化を推進するにあたり、大変支障をきたしております。

不審な軽トラック・軽小型バン等（町委託のごみ収集車両には、軽自動車はありません）を見かけたら、ご連絡ください。車のナンバー・特徴等がわかれば、併せてご連絡をお願いします。

なお、空き缶を出す際には、必ず回収日の朝に出すよう、町民の皆様のご協力をお願いします。

※問合せ先・連絡先 町民生活課

☎ 33-6072

## 木造住宅耐震診断事業

木造住宅（昭和56年以前に建てられたもの）を対象に、所有者が行う耐震診断に対する助成制度を実施します。

○対象となる住宅

- ・対象住宅所有者が新富町在住であること
- ・昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て木造住宅（特殊な工法でないもの）

※店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。

○耐震診断を行う専門家

宮崎県木造住宅耐震診断士（県内の建築士で、県主催の講習会を受講し、県に登録された者）が診断を行います。

○対象となる診断方法

一般診断（大地震による住宅倒壊の可能性の有無について判定するものです）建物の診断内容を数値化し、総合評価した診断報告書をもとに耐震診断士が報告します。

○自己負担額

住宅1棟につき耐震診断に必要な経費45,000円のうち、15,000円を自己負担していただきます。

※問合せ先・申込み先 都市建設課

☎ 33-6017

### 9月休日当番薬局

医療機関が処方箋を発行し、薬局が調剤する医薬分業を郡内で輪番制により、実施いたします。

※問合せ先 中間法人高鍋地区薬剤師会

☎ 25-0071

月日	高鍋町	新富町
9/14	白雲堂薬局 21-1158	ルピナス薬局 26-8225
9/15	サン薬局 23-5103	
9/21	たんぽぽ薬局 22-3011	
9/23	みどり調剤薬局 23-5463 いろは薬局 23-2366	
9/28	みなみ処方せん受付薬局 21-1723	

## ご存知ですか？検察審査会

検察審査会は、検察官が被疑者（犯人と思われる者）を不起訴（裁判にかけないこと）と決めたことによしあしを、国民を代表して11人の審査員が審査する制度です。

審査員やその欠員を補充する補充員は、有権者の中からくじで選ばれますので、有権者は皆さん選ばれる可能性があります。もし選ばれましたら、ぜひご出席ください。

なお、検察審査員に選ばれる候補者になったことは、これまでは選挙管理委員会からお知らせしておりましたが、今年から検察審査会事務局よりご案内することと変わりました。

※問合せ先 宮崎検察審査会事務局

☎0985-68-5120

## 広聴活動「町民の声」！

「町民が主役の町政」を推進するため、町民の声（御意見・御提言）を広く聴き、町政に反映させ、町民参画による公正で透明な開かれた町政に資することを目的として「町民の声」を開設しています。町民の皆さんの御意見・御提言をお待ちしています。

☆提出方法（次のいずれか）

- ・町民の声BOX（役場・新田支所・上新田サービスコーナーに設置）
- ・郵便 〒889-1493  
新富町大字上富田7491  
新富町役場総務課「町民の声」係
- ・FAX（☎33-4862）
- ・電子メール（新富町ホームページ上から提出できます。）

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>

☆提出用紙

電子メール以外は、必ず「町民の声」専用紙を使用して下さい。用紙は、役場・新田支所・上新田サービスコーナーの窓口にて備え付けています。

また、ホームページからもダウンロードできます。

☆注意事項

- ・誹謗中傷、営利目的等の受付はできません。
- ・必ず「住所・氏名・電話番号」を記入して下さい。
- ・回答を希望する場合は、その旨御記入下さい。

※問合せ先 総務課

☎33-6002

## ルピナスパーク教室案内！

【ジャガイモを育てて食べよう】

○日時：

第1回目： 9月 7日（日）  
午前10時～正午

第2回目： 11月30日（日）  
午前10時～正午

○場所：農業科学館1階

○内容：

第1回目：植え付け

第2回目：収穫・加工体験

○費用：1家族500円程度

（参加費用には、材料費が含まれます。）

○定員：20家族（定員になり次第、締切）

☆2回とも参加できる方を募集します。

※問合せ・申込み先

県立農業大学校 ☎23-7447

## 検定試験受験対策セミナー開催

新富町商工会と商工会西都・児湯指導センターで連携し、セミナーを開催します。

○名称：福祉住環境コーディネーター2級検定試験受験対策セミナー

○日時：9月13日～14日

午前10時～午後4時

○場所：川南町商工会館トロンプラザ

○内容：商工業者が、高齢者や障害者の立場に立ってバリアフリー住宅の建築やリフォーム、福祉・介護用品の商品開発や販売、コンサルティングといった住みやすい住環境を提案する福祉住環境コーディネーターの資格を取得するための受験対策セミナーを開催します。

○受講料：5,000円

（ただし、商工会員及びその家族・従業員又は申込みの際に、商工会に加入いただければ無料）

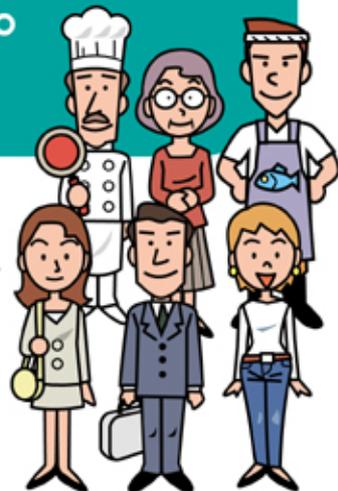
※問合せ先

新富町商工会 ☎33-1231

商工会西都・児湯指導センター

☎27-6050

# もっと国民みんなの裁判へ。 裁判員制度が始まります。



国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、  
裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決める、裁判員制度がよいよ平成21年にスタートします。  
日本の司法制度を、国民のみなさんにとって、より身近で、速くて、頼りがいのあるものにするための改革の一環です。  
裁判員には、専門的な法律の知識や、裁判の手續に関する知識は、必要ありません。  
これらに関しては、裁判官から分かりやすく説明されることになっていますし、  
裁判員と裁判官が十分に話し合いながら評議を進めるので、必要ないのです。  
裁判員に必要なのは、あなたがいつもの暮らしで育てている「常識」や「ものの見方」なのです。  
裁判員に選ばれたら、普段どおりの気持ちで、参加してください。そこから、この新しい制度は始まります。

## 事件発生

### 【捜査】

#### ● 逮捕・証拠収集 ●

警察官や検察官などが犯人と思われる人(被疑者)を捕まえたり、証拠の収集をします。

#### ● 取調べ ●

警察官や検察官などが被疑者や参考人を取り調べます。

#### ● 起訴・不起訴の決定 ●

検察官が捜査の結果に基づき、被疑者を起訴するかどうかを決めます。

### 【起訴】

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

### 【裁判の準備】

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護士が、  
前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

### 【裁判員を選ぶ】

裁判員は6人、裁判官は3人です。  
ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



## 裁判員が参加する仕事

### 【裁判を行う】

検察官の起訴状読上げなどが行われる「冒頭手続」から参加し、  
法廷で検察官が提出する証拠を調べたり、証人の話を聞いたりします。  
検察官の「論告求刑」や弁護人の「弁論」を聞いたりもします。

### 【評議・評決】(非公開)

裁判員と裁判官とで話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

### 【判決】

裁判員同席の上、法廷で裁判長が判決を言い渡します。

## Q&A 教えて！裁判員制度！！

### Q1 なぜ導入されるのですか？

**A** 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人の感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。さらに、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることも期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

### Q2 裁判員が参加するのは、どのような裁判ですか？

**A** 地方裁判所で行われる第一審の刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な罪の裁判です。裁判員が参加する裁判にあたる罪かどうかは、法律で決められています。



### Q3 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？ 資格はいらないのですか？

**A** 選挙人名簿をもとに、くじなどで選ばれます。事件の関係者や一定の前科がある人などを除けば、20歳以上の国民は誰でもなることができます。

### Q4 裁判員になることを辞退することはできますか？

**A** 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、●70歳以上の方●学生●一定のやむを得ない理由(※)がある方などは辞退できます。

※やむを得ない理由とは、例えば ●重い病気・けが ●同居の親族の介護・養育 ●事業に著しい損害が生じるおそれがあること ●父母の葬式等

### 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？ また、仕事を休んだことで

### Q5 会社から解雇されるようなことはありませんか？

**A** 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。